住宅政策の基調

特集・ 都 市住宅問題をめぐっての

はじめに

ればならない。 でいることから生ずる諸問題を今後解決しなけ のにもかかわらず、供給がこれに対応できない われている。しかし現在でも住宅の需要は強い したがって住宅問題は量から質へ移行したとい が国の住宅戸数は、 既に世帯数を上回り、

述べることとする 宅問題への視点」という立場から所見の一端を 論議が活発に行われているが、わたくしも「住 それゆえに、これが対策について、各方面で

> 法は、 かということである。 他の一つは、持家と借家のいずれに重点をおく は公的住宅と民間住宅のいずれを主とするか、 ッキリさせておかなければならない点は、一つ ないが、国家の住宅政策の基調として、ぜひハ わが国の住宅政策のあり方を定める住宅基本 いまだ成立をみていないので予測はでき

前期も三五〇万戸となっているので、これだけ ○万戸で大部分を占め、公営住宅と公団住宅の る。 宅四二○万戸、公的住宅三五○万戸となって をみると明らかでないが、方向としては、民間 合計はわずかに五六万戸である。公的住宅は、 第四期住宅建設五か年計画によれば、民間住 公的住宅の内訳をみると、公庫住宅が二二

> 経過した今日においては当然といえよう。 うに思われる。このことは、

> 住宅難時代を既に 自力建設への依存度が次第に高まりつつあるよ

経済の動きと宅地供給 宅地供給促進と地価 借地・借家法の見直し 住宅政策の基調 家賃補助制度の導入

宅建設五か年計画における持家と借家の比率 まだ明確な方針が確立されていない。第四期住 ったのであるが、持家か賃貸かについては、い 西ドイツと同様長い住宅難時代を経て今日に至 ほうが持家よりも大きい。わが国においても、 のための戸建住宅の建設に重点がおかれてい すべきである」と規定してあって、とくに家族 の助成は、主として「個人所有権の形成に奉仕 会賃貸住宅が多いために、現在の比率は借家の 西ドイツの第二次住宅建設法には、住宅建設 しかし、戦後の住宅難時代に建設された社

るとすれば借家によらざるをえないであろう。 者で占められているのであるから、 家取得者の少なからざる部分が借家からの転出 持家希望者が借家希望者よりも多く、また、持 労者の財産形成とあいまって、 は に放任しておくわけにはいかないであろう。 の供給不足や地価高のために、 はいかない。ただし、 出発したものではない。 主義の安定化に寄与しようとする高い理念から 表明されたとはいえない。 政策の基調として持家主義によるという態度が 実績を見込んでのことであって、 ているが、これは第三期住宅建設五か年計画の 計画(六対四)に比べて持家の比率が大きくなっ によって、生活の基盤を確立し、ひいては民主 かしその場合、 おおむね七対三で、 住民の根強い持家指向を否定するわけに 借家の質と家賃を現状のまま 大都市においては、 なお意識調査によれば 第三期住宅建設五か年 西ドイツのように勤 持家が困難であ 住宅の個人所有 必ずしも住宅 理由はとも 土地

二――経済の動きと宅地供給

五十四年度の住宅着工戸数は一四八万戸であず、住宅供給にも波及するに至った。したがわが国の経済ももちろんその影響は免れて油ショックは世界経済に大きな影響を及ぼ

度七・三パーセントの増加となっているにすぎ 度に比べて五十四年度七パーセント、五十五年 宅価格の上昇と均衡を保つならば問題はないの 二一万戸にとどまった。 はいうまでもない。 者層の住宅所得をますます困難にしていること ない。また、家計収入の伸びなやみが、低所得 であるが、全国勤労者世帯の家計収入は、 取得能力の核心をなすものであって、これが住 影響する。 らの経済要因が需要者の住宅需要に少なからず 経済要因の動きにも左右される。すなわちこれ 建築費及び地価の動向、家計収入、金利負担等 減 は ったが、 世帯分離の動向等によって左右されるが もちろん人口 五十五年度はさらにこれを下回り、 なかんずく家計収入の伸び率は住宅 (自然人口・社会人口) 住宅着工戸数の増減 前年 の増

検討し、 景気の変動のいかんにより、 改善と推進に協力すべきである。 策は、 期計画の一部を中途において変更せざるをえな 過程のなかで経済要因がもたらした効果を分析 るだけではなく、 策等にまつものが多いのであるが、 行の面においても、 住宅需要に影響のある経済要因についての対 経済政策、 住宅政策自体はもちろん、関連政策の 計画未達成の原因を追及する 金融政策、 単にこれらの政策に任かせ 住宅建設の中・長 財政政策、 したがって、 住宅政策隊 社会政

場合もありえよう。

がある。 融資枠五一万戸は変更しないで、 として寄与するかは予測の限りではない。 図ることとなったが、これがどれだけ景気刺 貸付について、 済対策によれば、 う。

五十六年三月十七日に決定になった総合経 建設が公共事業と並行して行われるところに、 環として、公共事業と並んで住宅建設の増強や をとり上げている。 景気対策としてより大きな意味があるのである 促進がしばしばとり上げられるが、 との関連を吟味する 必要があろう。 価の高騰を問題にする場合に、 と物価上昇率よりも経済成長率を重視する傾向 騰についても、 る警戒心はとくに敏感で、建築費及び地価の高 であるが、 Ħ. 西ドイツの一九八〇年の消費者物価上昇率は ・五パーセントで先進諸国のうちでは低いの わが国においては、近年景気浮揚政策の しかしわが国においても、 過去の経験により、インフレに対 その原因の一つとしてインフレ 上半期において集中的に消化 住宅金融公庫の五十六年度の わが国ではどちらかという 一般物価の動 五十六年度の これは住宅 建築費や地 のみなら

兀

最近借地・借家法を見直すべきであるという

なるかどうかは疑問である。 でるかどうかは疑問である。 しかし、単に借地法・借家法の成品が厳しいために賃貸借方の借地・借家法の規制が厳しいために賃貸借方の。 しかし、単に借地法・借家法ので、賃借人の保護等について再検討を要するとで、賃借人の保護等について再検討を要するとので、賃借人の保護等について再検討を要するところは、現行方が関かれる。その理由とするところは、現行方が関かれる。

●─借地人に不利な条件

高く、 の等単純ではない。借地権の価格は、都会ほど られるもの、借地権、 簾代に相当するもの、 名目で行われるようになり、 のであるが、住宅についても礼金、証拠金等の 都会における商業地に慣行として認められたも って次第に増大した。権利金は、当初主として かしこれらの賃借人の負担は戦後の住宅難に伴 諾料等)もほとんど問題にはならなかった。し に伴う費用(権利金、 家賃も一般にそれほど高くはなく、また賃貸借 てることもそれほど困難ではなかった。地代や ところで目につき、また土地を借りて住宅を建 部の地方を除いて次第に一般化する に至 戦前は、都会でも、貸家や貸間の札がいたる 権利金の内容は多岐にわたり、営業権、 宅地の売買価格の六割以上に達するとこ 更新料、 借家権の対価としてのも 地代・家賃の前払いとみ 戦後においては、 名義書替料、 暖 承

ろさえある。

また、賃借人は賃貸人の同意がなければ建物の増改築をすることができず(多くの場合、特約によりあらかじめこれを禁止または制限している)、建物の買取価格は第三者に譲渡する場合におり不利である。

うことになろう。 宅の建設よりも持家を選択したほうが有利といの不利な条件を考えると、借家借地上の自己住

❷─賃借人の保護と良質な住宅の供給

法 Ď 地位は次第に強化されるに至った。 借権の物権化的傾向が進むにつれて、賃借人の ど変わらない。このような賃借人保護の見地か この対物的支配機能の点では、 的に目的物を使用収益する特色をもっている。 性質は債権ではあるが、他の債権と異なり継続 なり強く保護されているからである。 なれば借地・借家法等により賃借人の地位がか つねに有利な地位に立つとは限らない。なんと しかし借地・借家の場合において、 農地法、 民法のほかに 建物保護法、 地代家賃統制令等が制定され、 地上権とほとん 借地法、 賃借権の 賃貸人が 借家 賃

> は 地代の増額について当事者間に協議不調のとき は の利子を付加して不足分を支払えばよいことと を払っておき、 可を求めることができるようになり、さらに、 際して賃貸人 の承諾が得られなかった 場 合 に ともに賃借権を譲渡または転貸しようとするに 更できるようになり、また、借地権者が建物と 建物に変更する場合の借地条件の変 更につい また、四十一年の借地法の改正により、堅固な 対して同様な規定の適用があることとなった。 正により、借家法においても、建物の賃貸人に 都合だけではいかないようである。十六年の改 かの判断については、単に土地所有者の一方的 こととなった。しかし、なにが『正当な事由』 る場合その他正当の事由ある場合」に限られる るのは、 り、土地所有者が賃貸借契約の更新を拒絶でき な改正が行われた。 る裁判が確定する」まで相当と考えられる地代 され、その後昭和十六年と昭和四十一年に重要 増額請求を受けた者は、 借地権者は裁判所に対して承諾に代わる許 協議不調のときは、 「自ら土地を使用することを必要とす 裁判が確定したときに、年一割 十六年の借地法の改正によ 裁判所が借地条件を変 「増額を正当とす

賃貸人にとっては不利である。そこで賃貸人は、前述したような賃借人に対する保護は、反面

なった。

このうち借地法及び借家法は大正十年に制定

であろう。 であろう。

賃借人の保護によって賃貸人のこうむる不利な点を賃料や一時金の増額等によって補塡することとなると、それは結局❸で述べたように賃借人にとっては不利である。したがって賃借人が今後の課題である。例えば賃貸人が居住水準が今後の課題である。例えば賃貸人が居住水準が今後の課題である。例えば賃貸人が居住水準を高くし、これに伴って家賃を急激に引き上げを高くし、これに伴って家賃を急激に引き上げることになれば、借家人の生計はますます苦しくなり、その結果借家に対する需要も減少せざるをえなくなる。

当依存するほかはない。

う。他方最低居住水準確保のための施設の改良んらかの家賃補助を認めるほかはな い で あろば、公的住宅であろうと民間住宅であろうとなしかし公的住宅の建設にも限度があるとすれ

五、で述べることとする。 が必要である。家賃補助について は、 さら にに伴う家賃の引上げについてはなんらかの制限

五―――家賃補助制度の導入

助以外にはないであろう。 であろう。このような人達は、遠隔地の住宅を らのアパートは、一般に住宅の規模は狭く、設 ようであるから、これを救済する道は、家賃補 今後の住宅建設計画でも別段予定されていない け入れるだけの公的住宅は現在存在しないし、 求めて移動せざるをえない。これらの人達を受 ないであろう。また、改良の結果、家賃は上昇 るためには、住宅の改良を要するものが少なく 住宅建設五か年計画の示す最低居住水準に達す 備も悪く、そのうえ家賃は割高である。第四期 ○○万世帯分が存在するといわれている。これ 造アパートが存在し、東京都の二三区だけで一 わが国では、 その高家賃に耐えられない世帯が出てくる 現在全国で四四一万世帯分の木

六○年に廃止になり、現在社会住宅について、以は戦後家賃統制を行ったが、この統制は一九模や設備もわが国に比べて良好である。西ドイ模を設備もわが国に比べて良好である。西ドイッの住宅は、現在数量では、持家より

賃を無効としている。賃制度をとっており、「原価家賃」を超える家は、原価、すなわち家賃経費の補塡に必要な家

たは職業上利用されているものや転貸されてい る。 支給されるが、賃借人等に対する家賃補助と持 に平均的な住居費の負担を可能にすることにあ 手当のねらいは、平均以下の所得の家計のため 宅手当法によって住宅手当が支給される。 ずれの住宅についても、家賃または負担金が るものは含まれない。 家居住者に対する負担金補助の二つ に 分 かれ る。 々の居住者にとって負担できない場合には、 租税優遇住宅及び自由資金住宅の三 種 に 分 か ける公的助成住宅、税制上の減免措置を受ける 西ドイツの住宅は、 前二者を社会住宅と呼んでいる、しかし 住宅手当を受けられる住宅には、 住宅手当は、住宅費に対する補助金として 公的建設資金の融資を受 営業上ま 住宅 住

関連によって決定される。住宅手当は、原則と家族数、市町村の住民数、住宅の竣工時期、設定され、この限度額を超える家賃の場合は、たの最高限度額の家賃を対象として住宅手当がこの最高限度額の家賃を対象として住宅手当がこの最高限度額の家賃を対象として住宅手当が、この限度額を超える家賃の場合は、設定できる。

して十二か月間について承認される。

西ドイツの住宅に対する助成方式には、次の三つがあるが、公的住宅建設資金の融資を受ける第一助成方式から租税優遇住宅を対象とする第二助成方式へ、さらにはこれらの客体的助成第二助成方式へ、さらにはこれらの客体的助成に市民の関心度が移りつつあるように見受けられる。なお、アメリカ、イギリス及びフランスにおいても、態様はそれぞれ異なるが、家賃補においても、態様はそれぞれ異なるが、家賃補においても、態様はそれぞれ異なるが、家賃補においても、態様はそれぞれ異なるが、家賃補助または住宅手当制度が存在する。住宅手当制助または住宅手当制度が存在する。住宅手当制あるが、公ので見入については、わが国においても検討にあっている。

八―――宅地供給促進と地価

宅問題は解決されない。 化名ほどに、必要な宅地が確保されなければ住れるほどに、必要な宅地が確保されなければ住

建設省では、第四期住宅建設五か年計画に基づく七七〇万戸の住宅建設に伴う宅地の需要量で、五〇〇ヘクタール)、供給不足量を三、三〇へクタールとみている。しかしこの不足量は、都市計画区域の線引きの見直しや土地税制の改正によって解消できるとみている。 なるほど土地の絶対量は不足しておらず、三なるほど土地の絶対量は不足しておらず、三なるほど土地の絶対量は不足しておらず、三なるほど土地の絶対量は不足しておらず、三なるほど土地の絶対量は不足しておらず、三なるほど土地の絶対量は不足しておらず、三なるほど土地の絶対量は不足しておらず、三なるほど土地の絶対量は不足しておらず、三なるほど、第四期住宅建設工が年間である。

大都市圏だけで市街化農地は八万六、〇〇〇へ大都市圏だけで市街化農地は八万六、〇〇〇へクタール存在するといわれている。しかし国土庁の調査によれば、新市街地での住宅地供給量に、四十七年度のピーク時には一万四、五〇へクタールであったが五十四年度においては、約へ、六〇〇へクタールであったが五十四年度においては、約つをみると、これからさき住宅地の供給は必ずしも楽観を許さない。しかも量的解決だけでなく、適正な規模、整備された環境という質的要く、適正な規模、整備された環境という質的要く、適正な規模、整備された環境という質的要く、適正な規模、整備された環境という質的要く、適正な規模、整備された環境という質的要く、適正な規模、整備さればならないという価格問題が伴うので、今後の土地対策はむずかしかといわなければならない。

●―宅地供給促進のねらい

今日地主は、四十八年の土地ブームのであるかというと、その理由には、次の三つがあると思われる。第一は、とくに大都市においては、市内に適当な建築用地が少なくなってきている反面需要はいぜん強いので、残地の稀少こと、第二は、インフレは経済財である土地の価値は今後ともまだ増加するという期待があること、第二は、インフレは経済財である土地の価格自体にも一般的に影響を及ぼすだけでなく、土地に対するインフレ・ヘッジを招くこと、第三は、四十七、四十八年の土地ブームのと、第三は、四十七、四十八年の土地ブームのと、第三は、四十七、四十八年の土地ブームの

会が少なくなったこと。に再投資する機会があったが、今日ではその機時代には、土地を買い替えたり、その他の資産

に達成できるかどうか疑問なきをえない。 とが必要になってきたのである。そもそも宅地とが必要になってきたのである。そもそも宅地とが必要になってきたのである。そもそも宅地はの供給を促進のねらいは、一般に住宅用地(関連公地の供給を促進するところにあるといわれている。宅地の供給を促進するところにあるといわれている。宅地の供給を促進する方法は、大きく分けると税制による場合とそれ以外の場合の二つに分かれるが、これまで論議の焦点になっているのは、るが、これまで論議の焦点になっているのは、るが、これまで論議の焦点になっているのは、もの供給を促進することが必要になってきたのである。しかし税制だけで果たして、上記二つの目的が同時に達成できるかどうか疑問なきをえない。

❷─農地の宅地並課税の効果

おが国においては、土地税制によって地価の 安定を図るべきであるとの意見をもつ人はかな り存在する。このうちキャピタル・ゲイン税論 者は土地投機の防止または開発利益の吸収に目 標をおき、インカム・ゲイン税論者は宅地の供 に目標をおき、特に農地の宅地並み課税 を強調する。最近では、宅地の供給促進という 立場から、土地の長期譲渡税は緩和し、宅地並 な課税は強化すべきであるという折衷説が目立

つようになった。

利性が増し、また今日でも土地投機の機会は失 する理由としては、 いる。また、他方長期譲渡所得税の緩和に反対 譲渡は行われていないということが挙げられて 他 の一総合課税が本来合理的な制度であること、 渡所得税緩和の理由として、一つは本則の二分 であろう。 明確に示さなければ納税者の納得は得られない ついて、とくに重税を課する場合、その理由を あろう。 望み、重課に対しては抵抗を覚えるのは当然で われていないことが挙げられている。 の一つに今日ではかつてのような投機目的の かしいかなる税金であれ、納税者は軽課を 減税時代といわれている今日、 現行税制については、土地の長期譲 緩和によって土地資産の有 土地に

土地保有税なかんずく農地の宅地並み課税に大地保有税なかんずく農地の宅地並み課税に登成する者がかなりいる。強化論者の多強化に賛成する者がかなりいる。強化論者の多ついては、長期譲渡所得税緩和論者であっても

並み課税については、農地という地目で、周辺いささか疑問を抱かざるをえない。たとえ宅地するという説に対しては、とくに後段についての供給が促進され、かつ同時にその価格が低下の供給が促進され、かつ同時にその価格が低下

は 目で納付した税金の還付も行われたためか宅地 税が考慮されたにもかかわらず、奨励金等の名 供給にみるように、供給された土地に対して減 として、将来土地の有効利用度に応じてさらに であろう。そして地価はこのような価格を基底 補償等に見合う額を上乗せした対価を要求する される場合には、 は考えられないからである。のみならず地主 あって、課税によっても普通これを下回ること 格から造成費を控除した価格に相当するもので となる農地の取引価格は、一般に周辺の宅地価 るわけではないにしても、 税によって供給が促進されることも全く否定す 整を行う限りにおいては反対ではなく、また課 対して、公平の原理のもとに付近の宅地との調 の宅地に比べて低い課税がなされている土地に 上昇する期待性を含みうる。またA、B農地の 税金の強圧によって生活や生産までも阻害 収用における農業補償や生活 いまだに市街地区域内に 宅地並み課税の対象

は、一九六〇年の不動産税法の改正により、そA、B農地は少なからず介在しており、これらの土地の価格は、既存の住宅地と同様周辺の発展に伴い上昇を続けている。要するに、宅地並展に伴い上昇を続けている。要することを期待み課税によって地価が当然低下することを期待みまることは無理である。なお西ドイツにおいてすることは無理である。なお西ドイツにおいる

論評は、 þ が増加したとしても、売手市場の場合は、 所有者に対し自ら建築するか、または建築意思 分の五であった租税算定数を、 れまでは一般の未建築地については一、○○○ がまず行われるべきであるとの意見もある。 いという意見がある。 また税率の引 上 げ 高い税金は買主に転嫁されて、 Ŕ 行期間が短かかったため本税の効果についての 六四年に遡及的に廃止されることとなった。 ったが、この法律は過酷である等の理由で一九 のある者に譲渡するように選択を求めたのであ ○分の三○に引き上げることによって、土地の ○○○分の二五に、さらに二年後には一、○○ いては一、○○○分の二○に、二年後には一、 むしろ時価に接近した課税標準価格の評 たとえ不動産税の強化によって宅地の供給 あまり聞かれないが、今日西ドイツで 地価は低下し 建築熟成地につ その ょ ŋ

―税制以外の宅地供給促進の方法

❸

行になった農住組合法の実効を期するには、まらざるをえない。なお、本年五月二十日から施盤、先買い価格等について、なんらか特別の価値を適用する場合においても、清算金、補償置を適用する場合においても、清算金、補償

力が必要である。

す地主に対する啓蒙と関係機関相互の密接な協

→ 居住環境の整備と開発利益の吸収

場合に開発の開始時から終了時までの地価上昇 任と負担でこれを計画し、 模 宅の質の問題は、一つは住宅規模の拡大であ 開発負担金、 成り立つ。開発利益吸収の方法は、土地増加税 であるから社会に還元すべきであるとの理論が けた場合には、それは不当利得ないし不労利得 が地価上昇による利益、 公園等) し居住に関連のある公共公益施設(道路、学校、 たとしてもだれも異存はないはずである。しか により、地価が上がり、その利益を自ら享受し 応ずべき関係にある。ところで個人の自己投資 個人はこれに協力し、またはなんらかの負担に るが、居住環境の整備は、公的主体が自らの責 解決すべきであり、また解決できる問題ではあ り 再開発と切り離すことはできない。 また、住 りを前提とする限り、それは都市の開発または 宅地の供給促進といっても、計画的まちづく (最低居住水準)の確保は、 他の一つは居住環境の整備である。住宅規 の整備により、 先買い価格、 調整金等多岐に及ぶ。例えば補償 すなわち開発利益を受 一定区域の土地所有者 実施すべきであり、 買収価格等の査定の しょせん個人が

> り 所期の成果を挙げていないところもある。 用上いろいろ困難な問題に突き当って必ずしも 発利益の吸収のための理論づけはまちまちであ 見方もできよう。現在先進諸国においても、開 利益の個人への帰属を遮断するものであるとの てよい。また、土地の公有化や固有化は、 発利益の一部の吸い上げ分が含まれているとみ 国の現行の土地譲渡税や固定資産税の中にも開 の全部または一部を否認したり、さきに述べた 整金)として徴収する等多様化している。 因する地価上昇の全部または一部を負担金(調 ような開発施設に沿う土地所有者から開発に起 わが国の土地収用法七一条は、四十二年に改 かつ、理想的と思われる制度であっても運 開発 わが

しかし、国土利用計画法一四条は、いまだ実施 業認定時の価格に裁決時までの地価の上昇を加 算したものではなく、物価変動による修正率を 算したものではなく、物価変動による修正率を 乗じた額とした。また、国土利用計画法一四条 によれば、都道府県知事の指定した規制区域内 の土地取引を許可する場合には指定時の価格に 許可申請時までの物価変動による修正率を乗じ た額が基準となる。これらの規定は、いずれも 開発利益または投機的利益の全部または一部を 排除することを目的としたものと解せられる。 しかし、国土利用計画法一四条は、いまだ実施

❸―宅地開発指導要綱と受益者負担金

制度との一元化

宅地開発に伴って行われる関連公共施設整備 によって生ずる開発利益をどう公共に環元する かという問題と、都市計画事業による受益者に 受益の限度において負担を求める制度とを、一 要な段階にきていると考えられ、全国的に人口 要な段階にきていると考えられ、全国的に人口 要な段階にきていると考えられ、全国的に人口 を、都市計画法七五条の受益者負担金制度との と、都市計画法七五条の受益者負担金制度との と、都市計画法七五条の受益者負担金制度との と、であるが、これについては本稿では、論点のひ とつとして提示するにとどめたい。

七――おわりに

、大った今日においては、わが国の特殊事情もあるので一様にはいかないが、今後はできるだけるので一様にはいかないが、今後はできるだけるので一様にはいかないが、今後はできるだけるがで一様にはいかないが、今後はできるだけるがである。それにしても住宅政策のかかわるる範囲は極めて広く、財政、金融、財形貯蓄等の面からも考察すべき点は少なくない。本稿では、紙数等の関係でこれらの点にはほとんどふれなかった。 (日本不動産研究所顧問)

された例がない。